十九　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産（暗号等資産を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二十～二十四　略］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四　［略］

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条　法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十二　略］

十三　暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産の性質

ロ　暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四　［略］

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一　事業型出資対象事業持分に関する次のイからニまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからニまでに定める事項

［イ～ハ　略］

十九　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産（暗号資産を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［二十～二十四　同上］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四　［同上］

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四　［同上］

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］